

肝付町医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー・食材費等の物価高騰の影響を受けながらも、町民の生命を守るために医療サービス等の安定的な提供に尽力している病院等や、歯科医院、調剤薬局等（以下「医療機関等」という。）を支援するため、予算の範囲内において肝付町医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とする。

なお、支援金の交付については、肝付町補助金等交付規則（平成17年肝付町規則第26号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(交付対象)

第2条 この支援金の交付対象は、医療機関等を運営する法人等のうち、別表に定める医療機関等を町内に有する者とする。

2 前項に掲げるもののほか、その他、町長が交付を適当であると認める者も交付対象とする。

(支援金の額及び交付要件)

第3条 支援金の額及び交付要件は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする医療機関等は、肝付町医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

なお、提出期限は町長が別に定めるものとする。

(交付決定等)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定のうえ、肝付町医療機関等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定を行うにあたり必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定の取消し等)

第6条 町長は、支援金を交付した場合において、医療機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請の取り下げがあった場合

(2) 虚偽又は不正の手段で支援金の交付を受けたと認められる場合

(3) 全2号に掲げるもののほか、町長が交付が適当でないと判断した場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年2月28日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

交付対象	交付額	交付要件
病院・診療所	<電気代> ・従業員10名以下は一律100,000円、10名以上は一律200,000円 ・保有病床数1床につき5,000円を加算する（上限50万円）。	令和7年7月1日時点において、左に掲げる施設を設置し、当該施設において医療サービス等の提供を行っていること。
歯科医院	<電気代> ・従業員10名以下は一律100,000円、10名以上は一律200,000円	令和7年7月1日時点において、左に掲げる施設を設置し、当該施設において医療サービス等の提供を行っていること。
調剤薬局	<電気代> ・従業員10名以下は一律100,000円、10名以上は一律200,000円	令和7年7月1日時点において、左に掲げる施設を設置し、当該施設において医療サービス等の提供を行っていること。
助産院	<電気代> ・従業員10名以下は一律100,000円、10名以上は一律200,000円	令和7年7月1日時点において、左に掲げる施設を設置し、当該施設において医療サービス等の提供を行っていること。